

議案第 63 号

墨田区教育委員会委員任命の同意について

上記の議案を提出する。

平成 27 年 9 月 29 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区教育委員会委員任命の同意について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、下記の者を墨田区教育委員会委員に任命したいので、その同意を求めらる。

記

住 所 東京都墨田区東向島一丁目 17 番 4 号

氏 名 浅 松 三 平

生年月日 昭和 27 年 7 月 21 日

所属政党 無所属

（提案理由）

平成 27 年 9 月 30 日をもって任期満了となる教育委員会委員の後任者を任命する必要がある。

(参考)

浅 松 三 平 略 歴

現住所 東京都墨田区東向島一丁目17番4号

生年月日 昭和27年7月21日

学歴 早稲田大学教育学部卒業(昭和51年3月)

職歴 東京都立江戸川養護学校教諭(昭和51年4月 - 昭和55年3月)

江東区立第二砂町中学校教諭(昭和55年4月 - 平成元年3月)

足立区立蒲原中学校教諭(平成元年4月 - 平成9年3月)

足立区立第四中学校教頭(平成9年4月 - 平成14年3月)

足立区立第十六中学校教頭(平成14年4月 - 平成17年3月)

足立区立扇中学校副校長(平成17年4月 - 平成18年3月)

足立区立入谷中学校校長(平成18年4月 - 平成21年3月)

足立区立第十四中学校統括校長(平成21年4月 - 平成23年3月)

足立区立第四中学校統括校長(平成23年4月 - 平成25年3月)

足立区教育委員会事務局学校教育部教職員課学力定着指導員(東京都非常勤教員)(平成25年4月 - 平成27年9月)

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)(昭和31年法律第162号)

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化(以下単に「教育」という。)に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者(親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項において同じ。)である者が含まれるようにしなければならない。

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。